

コミュニティバス下徳良・垣内線（仮称）運行業務仕様書

三原市が、コミュニティバス下徳良・垣内線（仮称）運行業務（以下「運行業務」という。）を委託するに当たり、次のとおり業務の仕様を定める。

1 事業主体

三原市

2 運行形態

道路運送法第 79 条等で定める自家用有償旅客運送自動車の運行

3 業務内容

運行業務の内容は、別紙 1 の運行経路及び別紙 2 の運行ダイヤに基づき車両を運転し、旅客を輸送し、利用者から使用料を徴収するものとする。

※運行路線及び運行ダイヤは、許認可官庁の指示で変更の場合もあり得る。

4 履行期間等

履行期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

※運行予定日数 365 日

5 履行場所

履行場所は、三原市大和町、久井町、八幡町内とする。

6 使用料

(1) 使用料は発注者が別に定めることとし、履行期間の開始までに受注者へ通知する。

7 車両

(1) 運行業務に用いる車両（以下「車両」という。）は、自動車検査証の所有者欄又は使用者欄が三原市として登録された乗車定員 10 人の自家用自動車とする。

(2) 自動車損害共済の対象となる対人、対物、同乗者及び車両に係る事故について、発注者は、その損害に対する賠償責任を負い、これを担保するため、公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済に加入することとする。ただし、その損害が受注者、被害者又は第三者の故意又は重大な過失等によるときは、この限りでない。

(3) 車両の運行に必要な燃料代及びエンジンオイル等消耗品費は、発注者の負担とする。

(4) 車両の修繕に必要な費用は、発注者の負担とする。

(5) 車両が修繕及び車検等により使用不能の場合は、発注者が用意した代替車両により運行を行うものとする。

(6) 車両の保管場所は、原則三原市大和支所（三原市大和町下徳良 1 1 1）敷地内で発注者が指定する場所とする。

8 業務の詳細について

- (1) 受注者は、運行業務に従事する者（以下「運転者」という。）をあらかじめ選出し、別紙 3 により発注者へ運転者登録を行うこととする。なお、運転者登録を行った者以外の者が運行業務に従事することはできないものとする。
- (2) 受注者は、運行管理に従事する者（以下「運行管理責任者」という。）をあらかじめ選出するものとする。
- (3) 運転者は、発注者の指示に従い、道路交通法等関係法令を遵守の上、安全かつ適切な旅客輸送の確保に努めなければならない。
- (4) 運転者が運転席を離れる場合は、エンジンを停止させ、駐車ブレーキがかかっていることを確認した上で、席を離れなければならない。
- (5) 運転者は、道路交通法に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者、又は、同法に規定する第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去 2 年以内において停止されていない者であって、国土交通大臣認定の市町村運営有償運送運転者講習を修了している者に限る。
- (6) 運転者は、業務の始業前及び終業時に運行管理責任者の点呼を受けることとする。なお、点呼表の様式は、別紙 4 のとおりとする
- (7) 運転者は、運行便ごとに運行票を作成することとする。なお、運行票の様式は、別紙 5 のとおりとする。
- (8) 運転者は、始業前及び終業時に車両の点検を行い、車両点検表を作成することとする。なお、車両点検表の様式は、別紙 6 のとおりとする。
- (9) 運転者は、利用者に対して常に懇切丁寧に接しなければならない。また、利用者の過ちがあっても、誠意をもってその事情を説明し、利用者に不快の念を与えず、納得のいくよう努めなければならない。
- (10) 高齢者や障害者など配慮が必要な利用者が乗降する際は、必要に応じて介助や補助など、適宜必要な支援を行うよう努めること。

9 運行の中止

大雨、積雪、天災、その他受注者の責によらない事由により、運行経路の全部又はその一部が運行不能な場合は、受注者は、発注者の許可を得て運行を中止できるものとする。

10 緊急時の対応

受注者は、車両の運行に当たり、次の各号に該当するときは、別紙「危機管理対応表」により関係者へその旨を通報し、指示に従うとともに、適切な処置をとることとする。

- (1) 天災、交通事故、その他やむを得ない理由により、運行に障害が生じ、又は生じるおそれがあるとき。
- (2) 利用者等が、交通事故等により生命及び身体を害したとき。

11 事故発生時の対応及び報告等

受注者は、事故が発生した場合は、速やかに警察に通報する（物損事故の場合においても同様）ほか、別紙「危機管理対応表」により関係者へその旨を通報し、指示に従うとともに、運転管理責任者は現地へ急行し、次の措置を行うこととする。

- (1) 利用者等に負傷者がいる場合は、全てに優先して救護に努めること。この場合、負傷者の応急手当は最寄りの医師に依頼し、負傷者の住所、氏名等を確認しなければならない。
- (2) 利用者等を安全な場所に救出し、更に道路における危険防止その他交通安全を図るために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 現場に第三者が居合わせた場合は、協力を求め、警察官が現場にいるときは、その指示を受けることとする。
- (4) 事故発生時及びその後に残余の運行業務がある場合は、残余の運行に係る代替車両及び運転者を手配し、運行業務を完遂しなければならない。
- (5) 誠意をもって、被害者等に対する事後対応をしなければならない。
- (6) 事故発生後、速やかに事故報告書を作成し、発注者へ提出しなければならない。なお、事故報告書の様式は、別紙7のとおりとする。

12 苦情の対応

- (1) 受注者は、利用者等から苦情を受けた場合は、誠意をもって対応しなければならない。
- (2) 受注者は、利用者等から受けた苦情の内容とその対処について、速やかに苦情処理報告書を作成し、発注者へ提出しなければならない。なお、苦情処理報告書の様式は、別紙8のとおりとする。

13 損害に対する保全措置等

運行業務における損害補償は、原則として発注者において行うものとする。ただし、その損害が受注者又は被害者及び第三者の故意による重大な過失及び事故等のときは、この限りでない。また、受注者が受けた損害についても同様とする。

14 労働法等に関する責任

受注者は、運転者及び事務員等に対する使用者及び事業主としての労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法及び労働者災害補償保険法、雇用保険法、その他社会保険諸法令上の責任を全て負い、責任をもって労務管理を行うものとする。

15 業務委託料の支払い及び請求方法等

- (1) 受注者は、月末を締め日とする業務完了報告書を毎月作成し、運行票報等関係書類を添えて、業務完了の日から10日（休日の場合はその翌日）以内に、発注者へ提出することとする。なお、業務完了報告書の様式は、別紙9のとおりとする。
- (2) 発注者は、受注者から提出された、業務完了報告書、運行票等関係書類を審査し、確認後、受注者の請求に基づき、委託料を支払うこととする。ただし、委託期間の中途において業務委託契約が解除された場合は、この限りでない。
- (3) 委託料の支払いは、毎月の業務完了報告の実績に基づく月払いとし、支払額は、契約金額を業務期間の月数で除して得た額から該当月の使用料の総額を差し引いた金額とする。
(地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第164条の規定による繰替払)

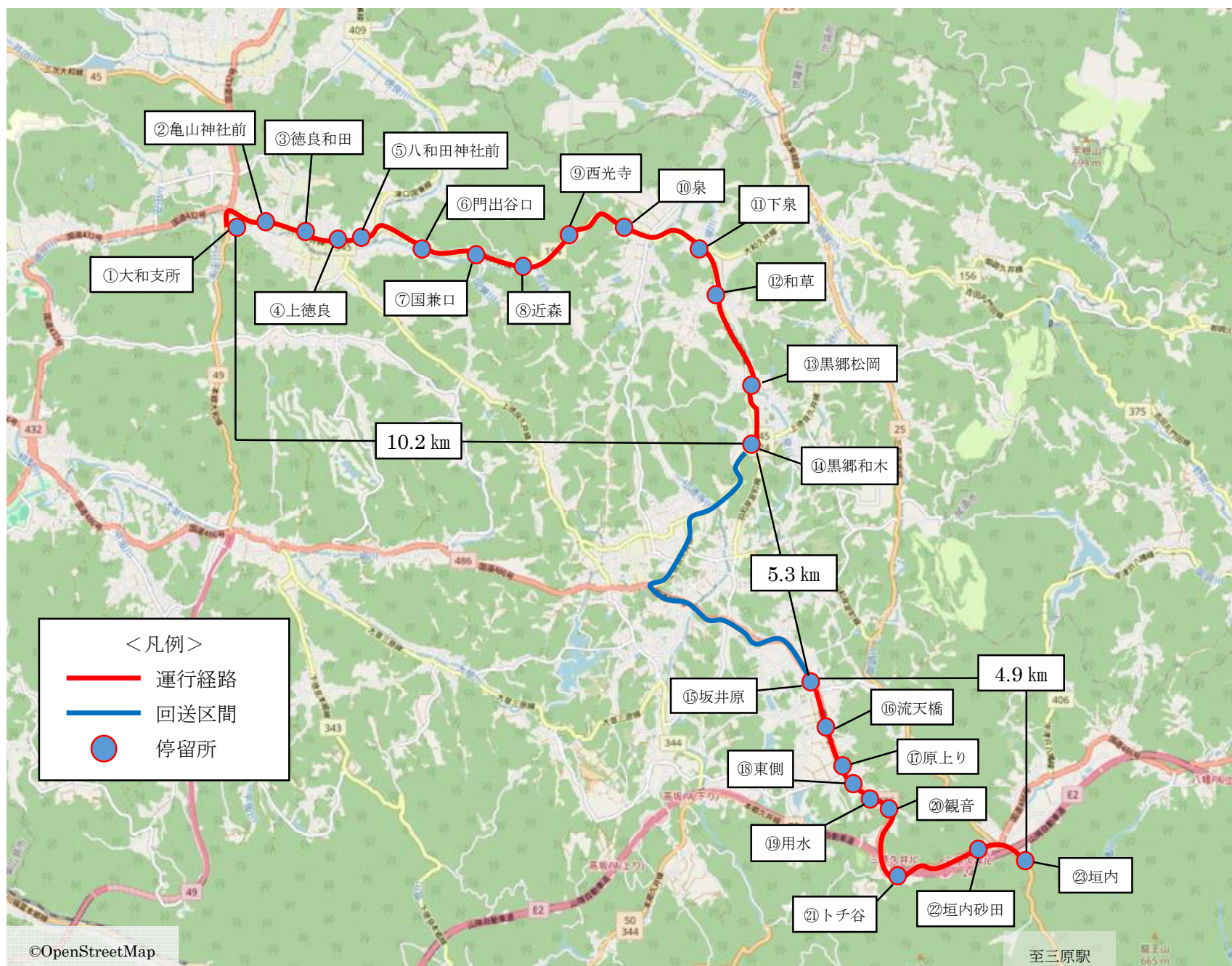
16 契約の解除

発注者が、運輸局から本運行業務に係る自家用有償旅客運送の登録受けられる見込みがなくなった場合は、契約の全部または一部を解除することができる。

17 その他

- (1) 受注者は、運転者に対して安全運転教育、接遇教育を徹底することとする。
- (2) 受注者は、始業前、終業時に車両の清掃をすることとする。
- (3) 発注者は、受注者の故意もしくは重大な過失によって生じた損害については、これを受注者へ請求することができる。
- (4) 受注者は、業務の実施に当たり発注者と綿密な連携をとりながら業務を遂行するものとし、疑義を生じた場合は、速やかに発注者と協議し、その指示を受けなければならない。
- (5) 業務の遂行に当たっては、三原市個人情報保護条例を遵守の上、個人情報の取扱いについては細心の注意を払うこと。また、本業務に従事する者については、事前に守秘義務の遵守を徹底すること。
- (6) この仕様書に疑義があるとき又は定めがない事項については、発注者と受注者が協議の上、定める。

●運行経路図



1 平日運行ダイヤ

停留所名	区間	1 便	中国バス 発車時刻	2 便	中国バス 発車時刻	5 便	中国バス 発車時刻
①大和支所	大和支所 ～ 黒郷和木 区間	7:00		9:10		15:45	
②亀山神社前		7:00		9:10		15:45	
③徳良和田		7:01		9:11		15:46	
④上徳良		7:01		9:11		15:46	
⑤八和田神社前		7:02		9:12		15:47	
⑥門出谷口		7:03		9:13		15:48	
⑦国兼口		7:05		9:15		15:50	
⑧近森		7:07		9:17		15:52	
⑨西光寺		7:08		9:18		15:53	
⑩泉		7:10		9:20		15:55	
⑪下泉	坂井原 ～ 垣内 区間	7:11		9:21		15:56	
⑫和草		7:13		9:23		15:58	
⑬黒郷松岡		7:15		9:25		16:00	
⑭黒郷和木		7:16	7:25	9:26	9:35	16:01	16:10
⑮坂井原		7:28		9:38		16:13	
⑯流天橋		7:28		9:38		16:13	
⑰原上り		7:29		9:39		16:14	
⑱東側		7:29		9:39		16:14	
⑲用水		7:30		9:40		16:15	
⑳観音		7:30		9:40		16:15	
㉑トチ谷		7:32		9:42		16:12	
㉒垣内砂田		7:34		9:44		16:14	
㉓垣内		7:36	7:41	9:46	9:51	16:16	16:26

停留所名	区間	中国バス 到着時刻	3 便	中国バス 到着時刻	4 便	中国バス 到着時刻	6 便	中国バス 到着時刻	7 便
㉓垣内	坂井原 ～ 垣内 区間	11:34	11:40	13:49	13:55	17:19	17:25	18:54	19:00
㉒垣内砂田			11:40		13:55		17:25		19:00
㉑トチ谷			11:42		13:57		17:27		19:02
㉐観音			11:44		13:59		17:29		19:04
㉏用水			11:45		14:00		17:30		19:05
㉎東側			11:45		14:00		17:30		19:05
㉍原上り			11:46		14:01		17:31		19:06
㉌流天橋			11:46		14:01		17:31		19:06
㉋坂井原			11:47		14:02		17:32		19:07
㉊黒郷和木	大和支所 ～ 黒郷和木 区間	11:49	11:58	14:04	14:13	17:34	17:40	19:09	19:15
㉉黒郷松岡			12:00		14:15		17:42		19:17
㉈和草			12:03		14:18		17:45		19:20
㉇下泉			12:04		14:19		17:46		19:21
㉆泉			12:05		14:20		17:47		19:22
㉅西光寺			12:07		14:22		17:49		19:24
㉄近森			12:08		14:23		17:50		19:25
㉃国兼口			12:09		14:24		17:51		19:26
㉂門出谷口			12:10		14:25		17:52		19:27
㉁八和田神社前			12:11		14:26		17:53		19:28
㉐上徳良			12:12		14:27		17:54		19:29
㉏徳良和田			12:13		14:28		17:55		19:30
㉎亀山神社前			12:14		14:29		17:56		19:31
㉍大和支所			12:15		14:30		17:57		19:32

2 土曜日運行ダイヤ

停留所名	区間	1 便	中国バス 発車時刻	2 便	中国バス 発車時刻
①大和支所	大和支所 ～ 黒郷和木区間	7:15		9:15	
②亀山神社前		7:15		9:15	
③徳良和田		7:16		9:16	
④上徳良		7:16		9:16	
⑤八和田神社前		7:17		9:17	
⑥門出谷口		7:18		9:18	
⑦国兼口		7:20		9:20	
⑧近森		7:22		9:22	
⑨西光寺		7:23		9:23	
⑩泉		7:25		9:25	
⑪下泉		7:26		9:26	
⑫和草		7:28		9:28	
⑬黒郷松岡		7:30		9:30	
⑭黒郷和木		7:31	7:40	9:31	9:40
⑮坂井原	坂井原 ～ 垣内区間	7:43		9:43	
⑯流天橋		7:43		9:43	
⑰原上り		7:44		9:44	
⑱東側		7:44		9:44	
⑲用水		7:45		9:45	
⑳観音		7:45		9:45	
㉑トチ谷		7:47		9:47	
㉒垣内砂田		7:49		9:49	
㉓垣内		7:51	7:56	9:51	9:56

停留所名	区間	中国バス 到着時刻	3 便	中国バス 到着時刻	4 便
㉓垣内	坂井原 ～ 垣内区間	13:59	14:05	17:59	18:05
㉒垣内砂田			14:05		18:05
㉑トチ谷			14:07		18:07
㉐観音			14:09		18:09
㉏用水			14:10		18:10
㉎東側			14:10		18:10
㉍原上り			14:11		18:11
㉌流天橋			14:11		18:11
㉋坂井原			14:12		18:12
⑭黒郷和木	大和支所 ～ 黒郷和木区間	14:14	14:23	18:14	18:23
⑬黒郷松岡			14:25		18:25
⑫和草			14:28		18:28
⑪下泉			14:29		18:29
⑩泉			14:30		18:30
⑨西光寺			14:32		18:32
⑧近森			14:33		18:33
⑦国兼口			14:34		18:34
⑥門出谷口			14:35		18:35
⑤八和田神社前			14:36		18:36
④上徳良			14:37		18:37
③徳良和田			14:38		18:38
②亀山神社前			14:39		18:39
①大和支所			14:40		18:40

3 日曜・祝日運行ダイヤ（8月13日から8月16日を含む）

停留所名	区間	1 便	中国バス 発車時刻	停留所名	区間	中国バス 到着時刻	2 便
①大和支所	大和支所 ～ 黒郷和木区間	7:15		②③垣内	坂井原 ～ 垣内区間	17:59	18:05
②亀山神社前		7:15		②②垣内砂田			18:05
③徳良和田		7:16		②①トチ谷			18:07
④上徳良		7:16		②⑩観音			18:09
⑤八和田神社前		7:17		①⑨用水			18:10
⑥門出谷口		7:18		①⑧東側			18:10
⑦国兼口		7:20		①⑦原上り			18:11
⑧近森		7:22		①⑥流天橋			18:11
⑨西光寺		7:23		①⑤坂井原			18:12
⑩泉		7:25		①④黒郷和木	大和支所 ～ 黒郷和木区間	18:14	18:23
⑪下泉		7:26		①③黒郷松岡			18:25
⑫和草		7:28		①⑫和草			18:28
⑬黒郷松岡		7:30		①⑪下泉			18:29
⑭黒郷和木		7:31	7:40	①⑩泉			18:30
⑮坂井原	坂井原 ～ 垣内区間	7:43		①⑨西光寺			18:32
⑮⑩流天橋		7:43		①⑧近森			18:33
⑮⑦原上り		7:44		①⑦国兼口			18:34
⑮⑧東側		7:44		①⑥門出谷口			18:35
⑮⑨用水		7:45		①⑤八和田神社前			18:36
⑮⑩観音		7:45		①④上徳良			18:37
⑮①トチ谷		7:47		①③徳良和田			18:38
⑮②垣内砂田		7:49		①②亀山神社前			18:39
⑮③垣内		7:51	7:56	①①大和支所			18:40

自家用有償旅客運送者の名称	
作成番号	
作成年月日	

運 転 者 台 帳

氏 名	生 年 月 日	自家用有償旅客運送の運転者 となった日	そ の 他
住 所			

運転免許証番号	有効期限	免許年月日	免許の種類
免許の条件			

講 習 等 の 受 講 歴

1. 道路運送法施行規則第51条の16第1項の講習（運転者講習）等

受 講 年 月 日	講 習 等 の 名 称	備 考
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

2. 道路運送法施行規則第51条の16第3項に定める講習又は資格の有無（セダン型自動車を運転する場合に必要な講習等）

受 講 年 月 日	講 習 等 の 名 称	訪問介護員等の資格
年 月 日		資格等の名称：
年 月 日		
年 月 日		取得年月日：
年 月 日		

年 月 日	事故歴または道路交通法違反の状況	適性診断の受診等（規則第51条の16第2項）

健 康 状 態	運転者でなくなった日	運転者でなくなった理由

点呼表（安全な運転のための確認表）

令和 年 月 日 （ 曜日）

始 業 前 点 呼									
番号	運転者氏名	疾病	疲労	アルコール チェック	その他	運行の安全確保 のための指示	確認時間	確認方法	確認者
①		(有・無)	(有・無)	酒気帯 (有・無) 検知数値 mg/ℓ	(有・無) 内容		:	☐ 対面 ☐ カメラ	
②		(有・無)	(有・無)	酒気帯 (有・無) 検知数値 mg/ℓ	(有・無) 内容		:	☐ 対面 ☐ カメラ	
③		(有・無)	(有・無)	酒気帯 (有・無) 検知数値 mg/ℓ	(有・無) 内容		:	☐ 対面 ☐ カメラ	
④		(有・無)	(有・無)	酒気帯 (有・無) 検知数値 mg/ℓ	(有・無) 内容		:	☐ 対面 ☐ カメラ	
⑤		(有・無)	(有・無)	酒気帯 (有・無) 検知数値 mg/ℓ	(有・無) 内容		:	☐ 対面 ☐ カメラ	

終 業 時 点 呼									
番号	運転者氏名	疾病	疲労	アルコール チェック	その他	報告事項等	確認時間	確認方法	確認者
①		(有・無)	(有・無)	酒気帯（有・無） 検知数値 mg/ℓ	(有・無) 内容		：	☐ 対面 ☐ カメラ	
②		(有・無)	(有・無)	酒気帯（有・無） 検知数値 mg/ℓ	(有・無) 内容		：	☐ 対面 ☐ カメラ	
③		(有・無)	(有・無)	酒気帯（有・無） 検知数値 mg/ℓ	(有・無) 内容		：	☐ 対面 ☐ カメラ	
④		(有・無)	(有・無)	酒気帯（有・無） 検知数値 mg/ℓ	(有・無) 内容		：	☐ 対面 ☐ カメラ	
⑤		(有・無)	(有・無)	酒気帯（有・無） 検知数値 mg/ℓ	(有・無) 内容		：	☐ 対面 ☐ カメラ	

運 転 日 報(三原方面)

別紙5

運 行 日 令和 年 月 日 (曜日) 天 候 _____
運 転 手 名 _____ 運行管理責任者 _____

便 (大和支所～黒郷和木)		降 車 停 留 所 (各停留所間の乗降人数を記入)													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
始 発	大 和 支 所 :	大和支所	亀山神社前	徳良和田	上徳良	八和田神社前	門出谷口	国兼口	近森	西光寺	泉	下泉	和草	黒郷松岡	黒郷和木
終 点	黒 郷 和 木 :	大和支所	亀山神社前	徳良和田	上徳良	八和田神社前	門出谷口	国兼口	近森	西光寺	泉	下泉	和草	黒郷松岡	黒郷和木
乗 車 停 留 所	1	大和支所	⇒												
	2	亀山神社前		⇒											
	3	徳良和田			⇒										
	4	上徳良				⇒									
	5	八和田神社前					⇒								
	6	門出谷口						⇒							
	7	国兼口							⇒						
	8	近森								⇒					
	9	西光寺									⇒				
	10	泉										⇒			
	11	下泉											⇒		
	12	和草												⇒	
	13	黒郷松岡													⇒
	14	黒郷和木													
運行開始時メーター		km													
運行終了時メーター		km													
収受した運賃の金額		円													
利用者数		一般 人、敬老 人、障害 人													
		介護者 人、未就学児 人													

便 (坂井原～垣内)		降 車 停 留 所 (各停留所間の乗降人数を記入)								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
始 発	坂 井 原 :	坂井原	流天橋	原上り	東側	用水	観音	トチ谷	垣内砂田	垣内
終 点	垣 内 :	坂井原	流天橋	原上り	東側	用水	観音	トチ谷	垣内砂田	垣内
乗 車 停 留 所	1	坂井原	⇒							
	2	流天橋		⇒						
	3	原上り			⇒					
	4	東側				⇒				
	5	用水					⇒			
	6	観音						⇒		
	7	トチ谷							⇒	
	8	垣内砂田								⇒
	9	垣内								
運行開始時メーター		km								
運行終了時メーター		km								
収受した運賃の金額		円								
利用者数		一般 人、敬老 人、障害 人								
		介護者 人、未就学児 人								

運 転 日 報(大和方面)

運 行 日 令和 年 月 日 (曜日) 天 候
運 転 手 名 運行管理責任者

便 (黒郷和木～大和支所)		降 車 停 留 所 (各停留所間の乗降人数を記入)													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
始発	黒 郷 和 木 :	黒郷和木	黒郷松岡	和草	下泉	泉	西光寺	近森	国兼口	門出谷口	八和田神社前	上徳良	徳良和田	亀山神社前	大和支所
終点	大 和 支 所 :														
乗 車 停 留 所	1	⇒													
	2		⇒												
	3			⇒											
	4				⇒										
	5					⇒									
	6						⇒								
	7							⇒							
	8								⇒						
	9									⇒					
	10										⇒				
	11											⇒			
	12												⇒		
	13													⇒	
	14														⇒
運行開始時メーター		km				運行終了時メーター		km							
収受した運賃の金額		円				利用者数		一般 人、敬老 人、障害 人				介護者 人、未就学児 人			

便 (垣内～坂井原)		降 車 停 留 所 (各停留所間の乗降人数を記入)													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9					
始発	垣 内 :	垣内	垣内砂田	トチ谷	観音	用水	東側	原上り	流天橋	坂井原					
終点	坂 井 原 :														
乗 車 停 留 所	1	⇒													
	2		⇒												
	3			⇒											
	4				⇒										
	5					⇒									
	6						⇒								
	7							⇒							
	8								⇒						
	9									⇒					
運行開始時メーター		km				運行終了時メーター		km							
収受した運賃の金額		円				利用者数		一般 人、敬老 人、障害 人				介護者 人、未就学児 人			

車 両 点 検 表（令和 年 月 日）

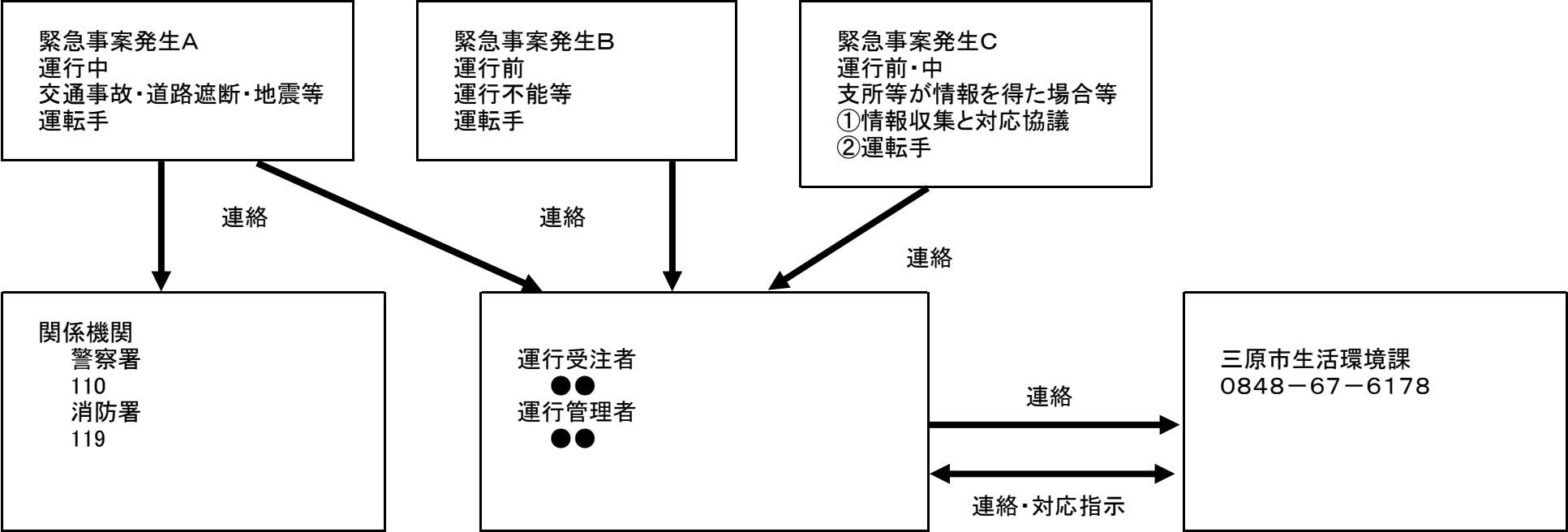
別紙 6

始業点検	運営責任者	整備管理責任者	登録番号	出庫時メーター	点検者	三原市確認
				km		
点検箇所	点検内容	記入	点検箇所	点検内容	記入	
ハンドル	遊び, がた, 重さ		原動機	冷却水の量, 水漏れ		
ブレーキ	踏みしろ, きき具合			ファンベルト張り, 損傷		
	レバーの引きしろ			エンジンオイル量		
	きき具合			かかり具合, 異音		
	ブレーキホース			低速, 加速の状態		
タイヤ	空気圧 (前・左右)		バッテリー	液量, 作用		
	空気圧 (後・左右)		クラクション	作用		
	亀裂及び損傷		ワイパー	払拭状況		
	異常な磨耗, 溝の深さ			ウォッシュャー液, 噴射状態		
サスペンション	折損		メーター類	作用		
灯火装置	点灯, 点滅具合, 損傷		工具類	スペアタイヤ, 工具		
メーター類	作用		前日の運行で異常が認められた箇所			

終業点検	運営責任者	整備管理責任者	登録番号	入庫時メーター	点検者	三原市確認
				km		
点検箇所	点検内容	記入	点検箇所	点検内容	記入	
ハンドル	遊び, がた, 重さ		原動機	冷却水の量, 水漏れ		
ブレーキ	踏みしろ, きき具合			ファンベルト張り, 損傷		
	レバーの引きしろ			エンジンオイル量		
	きき具合			かかり具合, 異音		
	ブレーキホース			低速, 加速の状態		
タイヤ	空気圧 (前・左右)		バッテリー	液量, 作用		
	空気圧 (後・左右)		クラクション	作用		
	亀裂及び損傷		ワイパー	払拭状況		
	異常な磨耗, 溝の深さ			ウォッシュャー液, 噴射状態		
サスペンション	折損		メーター類	作用		
灯火装置	点灯, 点滅具合, 損傷		工具類	スペアタイヤ, 工具		
メーター類	作用					
特 記 事 項						

(点検 : 良...○ 可...△ 不良...×)

危機管理対応表



作成年月日

令和 年 月 日

事故報告書

報告者

運転者の氏名

自動車登録番号

事故の発生日時

事故の当事者
(運転者を除く)

事故の発生場所

事故の概要（損害の程度、人身・物損の別、実車・回送の別等）

事故の原因

再発防止対策

※裏面に事故発生状況を作図すること。

【事故発生状況】

苦 情 処 理 報 告 書

受 付 者

申 告 者	申 告 者	
	住 所	
	連 絡 先	
(申告内容)		
(原因究明の結果)		処理担当者：
(苦情に対する弁明の内容)		処理担当者：
(改善措置)		処理担当者：

令和 年 月 日

(受注者)

印

業 務 完 了 報 告 書

下記業務について、完了したことを報告します。

記

業 務 名	コミュニティバス徳良・垣内線（仮称）運行業務	
業 務 を 行 う 場 所	三原市大和町、久井町、八幡町内	
契 約 年 月 日	令和 年 月 日	
業 務 履 行 期 間	着手 令和 年 月 日	完了 令和 年 月 日
月 分 の 期 間	着手 令和 年 月 日	完了 令和 年 月 日
委 託 金 額 (A) (月分)	金 円 (@契約金額 円×1/12ヶ月)	
月 利 用 者 数	延 人 (一般＝ 人、敬老＝ 人、障害者＝ 人、介助者＝ 人、未就学児＝ 人)	
月使用料(B)	金 円	
月請求金額 (A-B)	金 円	
備 考		